

高知県移住促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

(新)	(旧)
高知県移住促進事業費補助金交付要綱	高知県移住促進事業費補助金交付要綱
(趣旨) 第1条 略 (補助目的) 第2条 県は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するNPO等（以下「補助事業者」という。）が行う移住を促進するための取組に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。 (1) 県内に事務所を有し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する活動を行っている特定非営利活動法人、市民活動団体、ボランティア団体、地縁団体等の任意団体、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は社会福祉法人等であることとし、任意団体にあつては、規約等が定められており、継続的な活動が行われていること。 (2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推進し、又は支持し、若しくは反対することを目的とした団体でないこと。 (補助事業) 第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、前条に規定する補助目的を達成するために行うもので、<u>別表1に定める事業実施基準を満たす事業とする。</u> <u>2</u> 補助対象とする事業期間は、原則として単年度とする。 (事業区分、補助事業者、実施主体、補助対象経費、補助率及び補助限度額) 第4条 補助金の交付の対象となる事業区分、補助事業者、実施主体、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第2に定めるとおりとする。 (補助金の交付の申請) 第5条 略 (補助金の交付の決定) 第6条 略 (補助金の交付の条件) 第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。	(趣旨) 第1条 略 (補助目的) 第2条 県は、次に掲げる者（以下「補助事業者」という。）が行う移住を促進するための取組に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。 <u>(1) 市町村</u> <u>(2) NPO 等</u> 次に掲げる要件の全てに該当している団体 ア 県内に事務所を有し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する活動を行っている特定非営利活動法人、市民活動団体、ボランティア団体、地縁団体等の任意団体、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は社会福祉法人等であることとし、任意団体にあつては、規約等が定められており、継続的な活動が行われていること。 イ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推進し、又は支持し、若しくは反対することを目的とした団体でないこと。 (補助事業) 第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、前条に規定する補助目的を達成するために行うもので、<u>次に掲げるものとする。</u> <u>(1) 市町村支援事業</u> <u>(2) NPO等支援事業</u> <u>2 前項各号に掲げる事業の実施基準は、別表第1に定めるとおりとする。</u> <u>3</u> 補助対象とする事業期間は、原則として単年度とする。 (事業区分、補助事業者、実施主体、補助対象経費、補助率及び補助限度額) 第4条 補助金の交付の対象となる事業区分、補助事業者、実施主体、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第2に定めるとおりとする。<u>ただし、NPO等支援事業を除き、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。</u> (補助金の交付の申請) 第5条 略 (補助金の交付の決定) 第6条 略 (補助金の交付の条件) 第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を構え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと、また、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを完結補助事業者としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 県税の滞納がないこと。

(補助金の交付の決定の取消し)

第8条 略

(補助事業の着手)

第9条 略

(補助事業の重要な変更)

第10条 補助金の交付の決定を受けた補助事業は、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第2号様式による補助事業変更申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の新設又は廃止
- (2) 補助事業の完了予定年月日の延期
- (3) 補助金額の増額又は20パーセントを超える減額
- (4) 補助事業の重要な部分に関する変更（必要に応じて事前に知事に協議を要する。）

(繰越承認の申請)

第11条 略

(実績報告等)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了し、又は廃止した場合は、別記第4号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。ただし、実施を

- (1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を構え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと、また、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを完結補助事業者としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(5) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して第1号から第3号まで及び第15条の条件を付さなければならないこと。

(6) 県税の滞納がないこと。

(7) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に県税の滞納がないことを確認しなければならないこと。

(補助金の交付の決定の取消し)

第8条 略

(補助事業の着手)

第9条 略

(補助事業の重要な変更)

第10条 補助金の交付の決定を受けた補助事業は、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第2号様式による補助事業変更申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の実施主体の変更（ハード事業に限る。）

(2) 補助事業の新設又は廃止

(3) 補助事業の施行箇所の変更（ハード事業に限る。）

(4) 補助事業の完了予定年月日の延期

(5) 補助金額の増額又は20パーセントを超える減額

(6) 補助事業の重要な部分に関する変更（必要に応じて事前に知事に協議を要する。）

(繰越承認の申請)

第11条 略

(実績報告等)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了し、又は廃止した場合は、別記第4号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。ただし、実施を

予定していた事業が、補助事業者の責めに帰すことなく中止となったこと等に伴い、補助事業が予定より早期に完了することとなった場合については、「補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日」を「補助事業の早期完了の事実が発生した日」と読み替える。 2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 <u>（１）委託等の契約書（契約件名、契約期間、契約金額及び契約当事者が記載された部分のみとし、契約を変更した場合にあっては、その事実を確認することができる書類）の写し（補助事業分に限る。）</u> <u>（２）補助事業の経費に係る領収書（請求書）の写し</u> <u>（３）実施した補助事業の内容が分かる資料（写真、平面図等）</u> 3 補助事業者は、補助事業が事業年度内に完了しない場合は、別記第５号様式による年度終了実績報告書を当該事業年度の３月３１日までに知事に提出しなければならない。 4 補助事業者は、第５条第２項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合で、第１項の実績報告書又は前項の年度終了実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。 5 補助事業者は、第５条第２項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合で、第１項の実績報告書又は第３項の年度終了実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第６号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。 （概算払の請求） 第13条 略 （補助金の額の確定及び補助金の交付） 第14条 略 （財産の処分の制限） 第15条 略 （事業成果のフォローアップ） 第16条 略	予定していた事業が、補助事業者の責めに帰すことなく中止となったこと等に伴い、補助事業が予定より早期に完了することとなった場合については、「補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日」を「補助事業の早期完了の事実が発生した日」と読み替える。 2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 <u>（１）市町村 が実施主体の場合</u> <u>ア 工事請負、委託等の契約書（契約件名、契約期間、契約金額及び契約当事者が記載された部分のみとし、契約を変更した場合にあっては、その事実を確認することができる書類）の写し（補助事業分に限る。）</u> <u>イ 支払関係書類又は完了検査調書の写し</u> <u>ウ 実施した補助事業の内容が分かる資料（写真、平面図等）</u> <u>（２）NPO等が実施主体の場合</u> <u>ア 工事請負、委託等の契約書（契約件名、契約期間、契約金額及び契約当事者が記載された部分のみとし、契約を変更した場合にあっては、その事実を確認することができる書類）の写し（補助事業分に限る。）</u> <u>イ 補助事業の経費に係る領収書（請求書）の写し</u> <u>ウ 実施した補助事業の内容が分かる資料（写真、平面図等）</u> 3 補助事業者は、補助事業が事業年度内に完了しない場合は、別記第５号様式による年度終了実績報告書を当該事業年度の３月３１日までに知事に提出しなければならない。 4 補助事業者は、第５条第２項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合で、第１項の実績報告書又は前項の年度終了実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。 5 補助事業者は、第５条第２項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合で、第１項の実績報告書又は第３項の年度終了実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第６号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。 （概算払の請求） 第13条 略 （補助金の額の確定及び補助金の交付） 第14条 略 （財産の処分の制限） 第15条 略 （事業成果のフォローアップ） 第16条 略
--	--

(グリーン購入) 第 17 条 略 (情報の開示) 第 18 条 略 (委任) 第 19 条 略 附 則 1 この要綱は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。 2 この要綱は、令和 <u>8</u> 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条、第 8 条、第 12 条第 4 項及び第 5 項、第 15 条、第 16 条並びに第 18 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 附 則 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 1 この要綱は、平成 25 年 2 月 26 日から施行する。 2 改正後のこの要綱の規定は、平成 24 年度以降に交付決定を受けた者について適用する。 附 則 この要綱は、平成 25 年 5 月 8 日から施行する。 附 則 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この要綱は、平成 26 年 6 月 6 日から施行する。 附 則 この要綱は、平成 27 年 4 月 13 日から施行する。 附 則 この要綱は、平成 28 年 4 月 6 日から施行する。 附 則 この要綱は、平成 28 年 11 月 16 日から施行する。 附 則 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。 2 改正前の要綱により交付された補助金については、改正前の要綱における第 15 条の規定を適用する。	(グリーン購入) 第 17 条 略 (情報の開示) 第 18 条 略 (委任) 第 19 条 略 附 則 1 この要綱は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。 2 この要綱は、令和 <u>7</u> 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条、第 8 条、第 12 条第 4 項及び第 5 項、第 15 条、第 16 条並びに第 18 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 附 則 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 1 この要綱は、平成 25 年 2 月 26 日から施行する。 2 改正後のこの要綱の規定は、平成 24 年度以降に交付決定を受けた者について適用する。 附 則 この要綱は、平成 25 年 5 月 8 日から施行する。 附 則 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この要綱は、平成 26 年 6 月 6 日から施行する。 附 則 この要綱は、平成 27 年 4 月 13 日から施行する。 附 則 この要綱は、平成 28 年 4 月 6 日から施行する。 附 則 この要綱は、平成 28 年 11 月 16 日から施行する。 附 則 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。 2 改正前の要綱により交付された補助金については、改正前の要綱における第 15 条の規定を適用する。
--	--

附 則 この要綱は、平成 30 年 3 月 20 日から施行する。 附 則 この要綱は、平成 31 年 3 月 19 日から施行する。 附 則 この要綱は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。 附 則 この要綱は、令和 2 年 10 月 21 日から施行する。 附 則 この要綱は、令和 3 年 3 月 24 日から施行する。 附 則 この要綱は、令和 4 年 3 月 23 日から施行する。 附 則 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 3 月 22 日から施行する。 2 第 5 条第 1 項による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。 附 則 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。 別表第 1（第 3 条関係） 事業実施基準 1 補助対象事業 公用施設の整備、施設等の維持管理に係る事業及び国、県等の補助事業として採択された事業については、対象としない。 2 事業採択基準 <table><tr><th>区 分</th><th>採 択 基 準</th></tr><tr><td>N P O 等支援事業</td><td>ア 地域の課題解決が図られ、移住につながる効果が見込まれること。 イ 県の移住促進事業との整合性があること。 ウ 市町村と連携した取組がなされていること。 エ 補助事業の実施のための環境が整っていること。 オ 補助事業の実施後継続的な取組が行われることが認められること。</td></tr></table>	区 分	採 択 基 準	N P O 等支援事業	ア 地域の課題解決が図られ、移住につながる効果が見込まれること。 イ 県の移住促進事業との整合性があること。 ウ 市町村と連携した取組がなされていること。 エ 補助事業の実施のための環境が整っていること。 オ 補助事業の実施後継続的な取組が行われることが認められること。	附 則 この要綱は、平成 30 年 3 月 20 日から施行する。 附 則 この要綱は、平成 31 年 3 月 19 日から施行する。 附 則 この要綱は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。 附 則 この要綱は、令和 2 年 10 月 21 日から施行する。 附 則 この要綱は、令和 3 年 3 月 24 日から施行する。 附 則 この要綱は、令和 4 年 3 月 23 日から施行する。 附 則 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 3 月 22 日から施行する。 2 第 5 条第 1 項による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。 附 則 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。 別表第 1（第 3 条関係） 事業実施基準 1 補助対象事業 公用施設の整備、施設等の維持管理に係る事業及び国、県等の補助事業（国のデジタル田園都市国家構想交付金を除く。）として採択された事業については、対象としない。 2 事業採択基準 <table><tr><th>区 分</th><th>採 択 基 準</th></tr><tr><td>市町村支援事業</td><td>ア 地域の課題解決が図られ、移住につながる効果が見込めること。 イ 県の移住促進事業との整合性があること。 ウ 補助事業の実施のための環境が整っていること。 エ 補助事業の実施後継続的な取組が行われることが認められること。</td></tr><tr><td>N P O 等支援事業</td><td>ア 地域の課題解決が図られ、移住につながる効果が見込まれること。 イ 県の移住促進事業との整合性があること。 ウ 市町村と連携した取組がなされていること。 エ 補助事業の実施のための環境が整っていること。 オ 補助事業の実施後継続的な取組が行われることが認められること。</td></tr></table>	区 分	採 択 基 準	市町村支援事業	ア 地域の課題解決が図られ、移住につながる効果が見込めること。 イ 県の移住促進事業との整合性があること。 ウ 補助事業の実施のための環境が整っていること。 エ 補助事業の実施後継続的な取組が行われることが認められること。	N P O 等支援事業	ア 地域の課題解決が図られ、移住につながる効果が見込まれること。 イ 県の移住促進事業との整合性があること。 ウ 市町村と連携した取組がなされていること。 エ 補助事業の実施のための環境が整っていること。 オ 補助事業の実施後継続的な取組が行われることが認められること。
区 分	採 択 基 準										
N P O 等支援事業	ア 地域の課題解決が図られ、移住につながる効果が見込まれること。 イ 県の移住促進事業との整合性があること。 ウ 市町村と連携した取組がなされていること。 エ 補助事業の実施のための環境が整っていること。 オ 補助事業の実施後継続的な取組が行われることが認められること。										
区 分	採 択 基 準										
市町村支援事業	ア 地域の課題解決が図られ、移住につながる効果が見込めること。 イ 県の移住促進事業との整合性があること。 ウ 補助事業の実施のための環境が整っていること。 エ 補助事業の実施後継続的な取組が行われることが認められること。										
N P O 等支援事業	ア 地域の課題解決が図られ、移住につながる効果が見込まれること。 イ 県の移住促進事業との整合性があること。 ウ 市町村と連携した取組がなされていること。 エ 補助事業の実施のための環境が整っていること。 オ 補助事業の実施後継続的な取組が行われることが認められること。										

別表第 2

1 事業区分、補助事業者、事業実施主体、補助対象経費、補助率及び補助限度額

事業区分	補助事業者	実施主体	補助対象経費	補助率	補助限度額
<u>NPO等支援事業</u>	・NPO等 (活動範囲が2市町村 以上であること)	同左	●NPO等が実施する移住及び交流を促進するためのソフト 事業に要する経費	<u>定額</u>	1 団体当たり 50 万円
			●移住促進を行う全県的なNPO等のネットワーク組織(高知 家移住促進プロジェクト)が実施する移住及び定住を促進する ためのソフト事業に要する経費		1 団体当たり 200 万円

- (注1) NPO等とは、次に掲げる要件の全てに該当している団体をいう。
- (1) 県内に事務所を有し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する活動を行っている特定非営利活動法人、市民活動団体、ボランティア団体、地縁団体等の任意団体、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は社会福祉法人等であることとし、任意団体にあつては、規約等が定められており、継続的な活動が行われていること。
- (2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推進し、又は支持し、若しくは反対することを目的とした団体でないこと。

別表第 3 （第 6 条－第 8 条関係） 略

別表第 2

1 事業区分、補助事業者、事業実施主体、補助対象経費、補助率及び補助限度額

事業区分	補助事業者	実施主体	補助対象経費 <u>(注1)</u>	補助率	補助限度額
<u>(1) 市町村支援事業</u>	<u>・市町村</u>	<u>・市町村</u> <u>・NPO等</u> <u>(注2)</u>	●市町村が行う（又は市町村がNPO等に対し補助を行う） 以下のハード事業に要する経費 ・お試し滞在施設の整備 ・移住者向け住宅の整備	<u>2分の1以内</u>	<u>1 団体当たり</u> <u>3,000 万円</u> <u>※1 戸又は1 専用区</u> <u>画当たり</u> <u>450 万円 (注3)</u>
<u>(2) NPO等支援事業</u>	・NPO等 (活動範囲が2市町村以 上であること)	同左	●NPO等が実施する移住及び交流を促進するためのソフト 事業に要する経費	<u>定額</u>	1 団体当たり 50 万円
			●移住促進を行う全県的なNPO等のネットワーク組織（高 知家移住促進プロジェクト）が実施する移住及び定住を促進 するためのソフト事業に要する経費	<u>定額</u>	1 団体当たり 200 万円

(注1) 補助対象経費のうち、ハード事業は廃棄物運搬費及び処分費を、ソフト事業は食糧費、旅費の日当及びリサイクル料を対象としない。

- (注2) NPO等とは、次に掲げる要件の全てに該当している団体をいう。
- (1) 県内に事務所を有し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する活動を行っている特定非営利活動法人、市民活動団体、ボランティア団体、地縁団体等の任意団体、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は社会福祉法人等であることとし、任意団体にあつては、規約等が定められており、継続的な活動が行われていること。
- (2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推進し、又は支持し、若しくは反対することを目的とした団体でないこと。

(注3) 3 年度内で補助金の合計金額が 3,000 万円を超えないものとする。ただし、知事が必要があると認める場合はこの限りではない。

別表第 3 （第 6 条－第 8 条関係） 略

第1号様式（第5条関係）

第1号様式（第5条関係）

高知県知事 様

第 号
年月日

団 体 名
(住所)
代表者職・氏名
(生年月日)

年度高知県移住促進事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県移住促進事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

- 1 事業区分（該当事業の□欄に√印を付してください。）

☐ N P O等支援事業

- ## 2 事業の目的

- 3 事業着手予定年月日

- 4 事業完了予定年月日

(注) 以下の書類を添付してください。

- (1) 事業内容及び積算根拠（見積書等）を確認できる資料
- (2) 事業実施主体において、県税の滞納がないことを証する証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）
（実施主体がNPO以外の場合）

※ 1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。

※ 2 : 補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。(注) マイナンバーカードは表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。)、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

- ## 5 収支予算

- (1) 収入の部 (単位：円)

区分	予算額	備 考
県補助金		
一般財源 (自主財源)		
国庫補助金		(注) <u>新しい地方経済・生活環境創生交付金</u> 等を記入してください。
その他		(注) 参加費、寄附金その他の助成金等具体的に記入してください。
計		

- (2) 支出の部

事業区分 (節区分)	予算額	積算根拠	備考

第1号様式（第5条関係）

第1号様式（第5条関係）

高知県知事 様

第 号
年月日

団 体 名
(住所)
代表者職・氏名
(生年月日)

年度高知県移住促進事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県移住促進事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

- 1 事業区分（該当事業の□欄に√印を付してください。）

☐市町村支援事業

- ## 2 事業の目的

- 3 事業着手予定年月日

- 4 事業完了予定年月日

(注) 以下の書類を添付してください。

- (1) 事業内容及び積算根拠（見積書等）を確認できる資料
- (2) 事業実施主体において、県税の滞納がないことを証する証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）
（実施主体が市町村、NPO以外の場合）

※ 1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。

※ 2 : 補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。(注) マイナンバーカードは表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。)、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

- ## 5 収支予算

- (1) 収入の部 (単位: 円)

区分	予算額	備考
県補助金		
一般財源 (自主財源)		
国庫補助金		(注) <u>デジタル田園都市国家構想交付金</u> 等を記入してください。
<u>地方債</u>		<u>(注) 地方債の種類を記入してください。</u>
その他		(注) 参加費、寄附金その他の助成金等具体的に記入してください。
計		

- (2) 支出の部

事業区分 (節区分)	予算額	積算根拠	備考

計			

予算議決日（又は議決予定日）	年 月 日（予定）
----------------	-----------

6 事業実施計画

事業 区分	事業 概要	事業 実施 主体	施行 箇所	着手予定 年月日 完了予定 年月日	総事 業費	補助 対象 経費	財源内訳				その他 の経費	備考
							県 補 助金	一 般 財源	国 庫 補 助金	そ の 他		
計												

7 実施計画書個票

実施区分				補助事業者 (事業実施主体)			
箇所名							
地域の現状及び課題							
事業目的							
事業概要							
関係法令等							
予算議決時期	年 月 ____日 (予定)						
総事業費	補助対象 経費	財源内訳				その他の 経費	摘要
円	円	県補助金	一般財源	国庫補助金	その他	円	
事業実施期間		年 月 日 から 年 月 日 まで					
担当課及び担当者		所属： 担当者職・氏名： TEL： FAX E-mail：					

- (注) 1 摘要欄：その他の経費等財源の説明をしてください。
2 事業費の積算根拠、平面図等この用紙に記入することがでない内容がある場合は、添付資料としてください。

計			

予算議決日（又は議決予定日）	年 月 日（予定）
----------------	-----------

6 事業実施計画 (単位：円)

事業 区分	事業 概要	事業 実施 主体	施行 箇所	着手予定 年月日 完了予定 年月日	総事 業費	補助 対象 経費	財源内訳					その他 の経費	備考
							県 補 助金	一般 財源	国 庫 補 助金	地 方 債	そ の 他		
計													

7 実施計画書個票

実施区分				補助事業者 (事業実施主体)			
箇所名							
地域の現状及び課題							
事業目的							
事業概要							
関係法令等							
予算議決時期	年 月 ____ <u>議会提出</u> (予定)						
総事業費	補助対象 経費	財源内訳				その他の 経費	摘要
円	円	県補助金	一般財源	国庫補助金	<u>地方債</u>	円	円 <u>地方債の種類</u> <u>()</u>
事業実施期間		年 月 日 から 年 月 日 まで					
担当課及び担当者		所属： 担当者職・氏名： TEL： FAX E-mail：					

- (注) 1 摘要欄：地方債その他の経費等財源の説明をしてください。
2 事業費の積算根拠、平面図等この用紙に記入することがでない内容がある場合は、添付資料としてください。

第 2 号様式

第 号
年月日

高知県知事様

団 体 名
(住所)
代表者職・氏名
(生年月日)

年度高知県移住促進事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の(変更)交付の決定がありました補助金について、下記のとおり交付決定額を変更(事業計画を変更)したいので、高知県移住促進事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により申請します。

記

1 事業区分(該当事業の□欄に√印を付してください。)

□NPO等支援事業

2 変更の理由

3 変更の内容

4 補助金変更申請書(交付決定額を変更しない場合は、記入不要とします。)

既交付決定額	変更後の申請額	差引き増減額
円	円	円

5 収支予算

(1) 収入の部 (単位: 円)

区分	予算額	備 考
県補助金		
一般財源 (自主財源)		
国庫補助金		(注) <u>新しい地方経済・生活環境創生交付金</u> 等を記入してください。
その他		(注) 参加費、寄附金その他の助成金等具体的に記入してください。
計		

(注) 予算額: 変更前を上段に括弧書きで記入してください。

(2) 支出の部 (単位: 円)

事業区分 (節区分)	予算額	積算根拠	備考
計			

予算議決日(又は議決予定日) 年 月 日(予定)

第 2 号様式 (第 10 条関係)

第 号
年月日

高知県知事様

団 体 名
(住所)
代表者職・氏名
(生年月日)

年度高知県移住促進事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の(変更)交付の決定がありました補助金について、下記のとおり交付決定額を変更(事業計画を変更)したいので、高知県移住促進事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により申請します。

記

1 事業区分(該当事業の□欄に√印を付してください。)

□市町村支援事業
□NPO等支援事業

2 変更の理由

3 変更の内容

4 補助金変更申請書(交付決定額を変更しない場合は、記入不要とします。)

既交付決定額	変更後の申請額	差引き増減額
円	円	円

5 収支予算

(1) 収入の部 (単位: 円)

区分	予算額	備 考
県補助金		
一般財源 (自主財源)		
国庫補助金		(注) <u>デジタル田園都市国家構想交付金</u> 等を記入してください。
<u>地方債</u>		(注) <u>地方債の種類を記入してください。</u>
その他		(注) 参加費、寄附金その他の助成金等具体的に記入してください。
計		

(注) 予算額: 変更前を上段に括弧書きで記入してください。

(2) 支出の部 (単位: 円)

事業区分 (節区分)	予算額	積算根拠	備考
計			

予算議決日(又は議決予定日) 年 月 日(予定)

6変更事業実施計画（交付決定額を変更しない場合は、記入不要とします。）（単位：円）

事業 区分	事業 概要	事業 実施 主体	施行 箇所	着手予定 年月日 完了予定 年月日	総事 業費	補助 対象 経費	財源内訳				その他 の経費	備考
							県補助 金	一般 財源	国庫補助 金	その他		
計												

（注）総事業費、補助対象経費、その他の経費：変更前を上段に括弧書きで記入してください。

7変更実施計画書個票

実施区分					補助事業者 （事業実施主体）			
箇所名								
変更の理由								
変更の内容								
(補正)予算議決時期		年 月 日 (予定)						
総事業費	補助対象 経費	財源内訳				その他の 経費	摘要	
		県補助金	一般財源	国庫補助金	その他			
円	円	円	円	円	円	円		
事業実施期間		年 月 日 から 年 月 日 まで						
担当課及び担当者		所属： 担当者職・氏名： TEL： FAX E-mail：						

（注） 1 総事業費、補助対象経費、その他経費：変更前を上段に括弧書きで絹湯してください。
2 摘要欄：その他の経費等財源の説明をしてください。
3 事業費の積算根拠、平面図等この用紙に記入することがでない内容がある場合は、添付資料としてください。

第3号様式（第11条関係） 略

第4号様式（(第12条関係）

高知県知事 様	第 号 年月日
団 体 名 （住所） 代表者職・氏名 （生年月日）	
年度高知県移住促進事業費補助金実績報告書	

6変更事業実施計画（交付決定額を変更しない場合は、記入不要とします。）（単位：円）

事業 区分	事業 概要	事業 実施 主体	施行 箇所	着手予定 年月日 完了予定 年月日	総事 業費	補助 対象 経費	財源内訳					その他 の経費	備考
							県補助 金	一般 財源	国庫補助 金	地方 債	その他		
計													

（注）総事業費、補助対象経費、その他の経費：変更前を上段に括弧書きで記入してください。

7変更実施計画書個票

実施区分					補助事業者 （事業実施主体）			
箇所名								
変更の理由								
変更の内容								
(補正)予算議決時期		年 月 日 議会提出 (予定)						
総事業費	補助対象 経費	財源内訳					その他の 経費	摘要
		県補助金	一般財源	国庫補助金	地方債	その他		
円	円	円	円	円	円	円	円	地方債の種類 ()
事業実施期間		年 月 日 から 年 月 日 まで						
担当課及び担当者		所属： 担当者職・氏名： TEL： FAX E-mail：						

（注） 1 総事業費、補助対象経費、その他経費：変更前を上段に括弧書きで絹湯してください。
2 摘要欄：地方債その他の経費等財源の説明をしてください。
3 事業費の積算根拠、平面図等この用紙に記入することがでない内容がある場合は、添付資料としてください。

第3号様式（第11条関係） 略

第4号様式（(第12条関係）

高知県知事 様	第 号 年月日
団 体 名 （住所） 代表者職・氏名 （生年月日）	
年度高知県移住促進事業費補助金実績報告書	

- 10 -

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定に基づき、下記のとおり事業を実施しましたので、高知県移住促進事業費補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業区分（該当事業の□欄に√印を付してください。）

□NPO等支援事業

2 事業の成果

3 事業完了年月日

4 収支決算（見込み）
(1) 収入の部 (単位：円)

区分	決算（見込）額	備 考
県補助金		
一般財源 （自主財源）		
国庫補助金		（注） <u>新しい地方経済・生活環境創生交付金</u> 等を記入してください。
その他		（注）参加費、寄附金その他の助成金等具体的に記入してください。
計		

（注）決算（見込）額：上段に括弧書きで交付（変更交付）決定の内容を記入してください。

(2) 支出の部 (単位：円)

事業区分 （節区分）	決算（見込）額	積算根拠	備考
計			

（注）決算（見込）額：上段に括弧書きで交付（変更交付）決定の内容を記入してください。

5 事業実績 (単位：円)

事業 区分	事業 概要	事業 実施 主体	施行 箇所	着手 年月日 完了 年月日	総事 業費	補助 対象 経費	財源内訳				その他 の経費	備考
							県補助 金	一般財 源	国 庫 補 助 金	そ の 他		
計												

（注）総事業費、補助対象経費、その他の経費：上段に括弧書きで交付（変更交付）決定の内容を記入してください。

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定に基づき、下記のとおり事業を実施しましたので、高知県移住促進事業費補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業区分（該当事業の□欄に√印を付してください。）
□市町村支援事業
□NPO等支援事業

2 事業の成果

3 事業完了年月日

4 収支決算（見込み）
(1) 収入の部 (単位：円)

区分	決算（見込）額	備 考
県補助金		
一般財源 （自主財源）		
国庫補助金		（注） <u>デジタル田園都市国家構想交付金</u> 等を記入してください。
<u>地方債</u>		<u>（注）地方債の種類を記入してください。</u>
その他		（注）参加費、寄附金その他の助成金等具体的に記入してください。
計		

（注）決算（見込）額：上段に括弧書きで交付（変更交付）決定の内容を記入してください。

(2) 支出の部 (単位：円)

事業区分 （節区分）	決算（見込）額	積算根拠	備考
計			

（注）決算（見込）額：上段に括弧書きで交付（変更交付）決定の内容を記入してください。

5 事業実績 (単位：円)

事業 区分	事業 概要	事業 実施 主体	施行 箇所	着手 年月日 完了 年月日	総事 業費	補助 対象 経費	財源内訳					その他 の経費	備考
							県 補 助金	一般 財源	国 庫 補 助 金	<u>地 方 債</u>	そ の 他		
計													

（注）総事業費、補助対象経費、その他の経費：上段に括弧書きで交付（変更交付）決定の内容を記入してください。

- 11 -

6 実績報告書個票

実施区分		補助事業者 (事業実施主体)					
箇所名							
実績							
アウトプット							
アウトカム							
総事業費	補助対象 経費	財源内訳				その他の 経費	摘要
		県補助金	一般財源	国庫補助金	その他		
円	円	円	円	円	円	円	
事業実施期間	年 月 日 から 年 月 日 まで						
担当課及び担当者	所属： 担当者職・氏名： TEL： FAX E-mail：						

(注) 1 総事業費、補助対象経費、その他経費：変更前を上段に括弧書きで絹湯してください。
2 摘要欄：その他の経費等財源の説明をしてください。
3 事業費の積算根拠、平面図等この用紙に記入することがでない内容がある場合は、添付資料としてください。

第 5 号様式（第 12 条関係）

第 号
年月日

高知県知事 様

団 体 名
(住所)
代表者職・氏名
(生年月日)

年度高知県移住促進事業費補助金年度終了実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の(変更) 交付の決定がありました事業の年度終了実績について、高知県移住促進事業費補助金交付要綱第 12 条第 3 項の規定により、その実績を報告します。

記

1 収支決算（見込み）
(1) 収入の部 (単位：円)

区分	決算（見込）額	備 考
県補助金		
一般財源 (自主財源)		
国庫補助金		(注) <u>新しい地方経済・生活環境創生交付金</u> 等を記入してください。
その他		(注) 参加費、寄附金その他の助成金等具体的に記入してください。
計		

(注) 決算（見込）額：上段に括弧書きで交付（変更交付）決定の内容を記入してください。

6 実績報告書個票

実施区分		補助事業者 (事業実施主体)					
箇所名							
実績							
アウトプット							
アウトカム							
総事業費	補助対象 経費	財源内訳				その他の 経費	摘要
		県補助金	一般財源	国庫補助金	<u>地方債</u>		
円	円	円	円	円	<u>円</u>	円	<u>地方債の種類</u> <u>()</u>
事業実施期間	年 月 日 から 年 月 日 まで						
担当課及び担当者	所属： 担当者職・氏名： TEL： FAX E-mail：						

(注) 1 総事業費、補助対象経費、その他経費：変更前を上段に括弧書きで絹湯してください。
2 摘要欄：地方債その他の経費等財源の説明をしてください。
3 事業費の積算根拠、平面図等この用紙に記入することがでない内容がある場合は、添付資料としてください。

第 5 号様式（第 12 条関係）

第 号
年月日

高知県知事 様

団 体 名
(住所)
代表者職・氏名
(生年月日)

年度高知県移住促進事業費補助金年度終了実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の(変更) 交付の決定がありました事業の年度終了実績について、高知県移住促進事業費補助金交付要綱第 12 条第 3 項の規定により、その実績を報告します。

記

1 収支決算（見込み）
(1) 収入の部 (単位：円)

区分	決算（見込）額	備 考
県補助金		
一般財源 (自主財源)		
国庫補助金		(注) <u>デジタル田園都市国家構想交付金</u> 等を記入してください。
<u>地方債</u>		<u>(注) 地方債の種類を記入してください。</u>
その他		(注) 参加費、寄附金その他の助成金等具体的に記入してください。
計		

以下、略

第 6 号様式（第 12 条関係） 略

第 7 号様式（第 13 条関係）

第 号
年月日

高知県知事 様

団 体 名
(住所)
代表者職・氏名
(生年月日)

年度高知県移住促進事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の(変更) 交付の決定がありました高知県移住促進事業費補助金を高知県移住促進事業費補助金交付要綱第 13 条の規定により概算交付されるよう請求します。

記

1 事業区分（該当事業の□欄に√印を付してください。）

□N P O等支援事業

2 概算払請求理由

3 概算払請求額

補助交付決定額	円
既交付額	円
今回請求額	円

4 事業の成果

5 事業完了年月日（予定）

6 添付資料（概算払いに必要なと認められる資料等）

7 収支決算（見込み）
(1) 収入の部 (単位：円)

区分	決算（見込）額	備 考
県補助金		
一般財源 (自主財源)		
国庫補助金		(注) 新しい地方経済・生活環境創生交付金等を記入してください。
その他		(注) 参加費、寄附金その他の助成金等具体的に記入してください。

(注) 決算（見込）額：上段に括弧書きで交付（変更交付）決定の内容を記入してください。
以下、略

第 6 号様式（第 12 条関係） 略

第 7 号様式（第 13 条関係）

第 号
年月日

高知県知事 様

団 体 名
(住所)
代表者職・氏名
(生年月日)

年度高知県移住促進事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の(変更) 交付の決定がありました高知県移住促進事業費補助金を高知県移住促進事業費補助金交付要綱第 13 条の規定により概算交付されるよう請求します。

記

1 事業区分（該当事業の□欄に√印を付してください。）

□市町村支援事業

□N P O等支援事業

2 概算払請求理由

3 概算払請求額

補助交付決定額	円
既交付額	円
今回請求額	円

4 事業の成果

5 事業完了年月日（予定）

6 添付資料（概算払いに必要なと認められる資料等）

7 収支決算（見込み）
(1) 収入の部 (単位：円)

区分	決算（見込）額	備 考
県補助金		
一般財源 (自主財源)		
国庫補助金		(注) デジタル田園都市国家構想交付金等を記入してください。
地方債		(注) 地方債の種類を記入してください。
その他		(注) 参加費、寄附金その他の助成金等具体的に記入してく

計												
(注) 決算（見込）額：上段に括弧書きで交付（変更交付）決定の内容を記入してください。												
(2) 支出の部 (単位：円)												
事業区分 (節区分)		決算（見込）額		積算根拠				備考				
計												
(注) 決算（見込）額：上段に括弧書きで交付（変更交付）決定の内容を記入してください。												
8 事業実績 (単位：円)												
事業 区分	事業 概要	事業 実施 主体	施行 箇所	着手 年月日 完了 年月日	総事 業費	補助 対象 経費	財源内訳				その他 の経費	備考
							県補助 金	一 般 財源	国庫補助 金	そ の 他		
計												
(注) 総事業費、補助対象経費、その他の経費：上段に括弧書きで交付（変更交付）決定の内容を記入してください。												

第 8 号様式（第 15 条関係） 略

第 9 号様式（第 15 条関係） 略

		ださい。											
計													
(注) 決算（見込）額：上段に括弧書きで交付（変更交付）決定の内容を記入してください。													
(2) 支出の部 (単位：円)													
事業区分 (節区分)		決算（見込）額		積算根拠				備考					
計													
(注) 決算（見込）額：上段に括弧書きで交付（変更交付）決定の内容を記入してください。													
8 事業実績 (単位：円)													
事業 区分	事業 概要	事業 実施 主体	施行 箇所	着手 年月日 完了 年月日	総事 業費	補助 対象 経費	財源内訳					その他 の経費	備考
							県 補 助金	一般 財源	国 庫 補 助 金	地 方 債	そ の 他		
計													
(注) 総事業費、補助対象経費、その他の経費：上段に括弧書きで交付（変更交付）決定の内容を記入してください。													

第 8 号様式（第 15 条関係） 略

第 9 号様式（第 15 条関係） 略